筑 上 経 第 220 号
令 和 8 年 11 月 4 日

参 加 希 望 者　　様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長　　前 田　剛 宏
（ 公 印 省 略 ）

見 積 依 頼 書

1 件　　名　寺内ダム下流公衆トイレ改修工事（オープンカウンター方式）
2 履 行 場 所　福岡県朝倉市荷原地内
3 履 行 期 間　契約締結の翌日から70日間
4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。
2 見積参加要件　別添仕様書のとおり施行が可能であるもの。
本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所在する者であること。

3 見 積 書 等
1) 様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。

2) 提出方法　ＦＡＸ、持参又は郵送による。（※ＦＡＸ番号は、４）に記載された番号）
3) 見 積 書 提出期限　**令和8年11月11日　　12時**　まで
4) 提 出 先　独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
ＴＥＬ　０９４６－２５－０１１３
ＦＡＸ　０９４６－２５－０１３３
5) 担 当 者　経理課　内田
6) 質 問 書 提出期限　令 和 8 年 11 月 6 日　　12時　まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までにＨＰに掲載します。
7) 見積回数　２回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年11月12日12時まで**とします。

8) そ の 他　① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

5 そ　の　他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積書及び見積価格内訳書ともに課税対象額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

寺内ダム下流公衆トイレ改修工事

仕　様　書

令和８年１１月

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

第１章　総　則

第１節　適　用

この仕様書は、寺内ダム下流公衆トイレ改修工事に適用する。

第２節　概　要

１．場　所　　福岡県朝倉市荷原地内

２．内　容　　寺内ダムの下流公園にある公衆トイレの改修を行うものである。

①　機械設備改修工事　　１式

②　電気設備改修工事　　１式

③　建築改修工事　　１式

第３節　施工期間

契約締結の翌日から 70 日間とする。

第４節　建設副産物等

関係法令に基づき、受注者の責において適正に処理するものとするが、搬出先について担当職員に報告すること。

（１）建設副産物実態調査

本工事は建設副産物実態調査の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を次の国土交通省ホームページに掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書)」により作成し電子データを担当職員に提出するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については担当職員と協議の上、設計変更の対象とすることができる。

また、これらの指定副産物の運搬及び処理を外に下請けさせる場合は、それぞれの許可業者でなければならない。

建設副産物	搬出先区　分	処理施設	受入場所	搬　出距　離
ｶﾞﾗｽ及び陶磁器くず	再資源化施設	エコクリーン	福岡県朝倉郡筑前町安野195-1	14 km

第２章　工　事

第１節　共　通

現地状況により設計変更の必要が生じた場合は、担当職員と速やかに協議する。

第２節　機械設備改修

別添図のとおり衛生器具の取り替えを行う。

第３節　電気設備改修

別添図のとおり電灯設備の取替え、増設を行う。

第４節　建築改修工事

別添図のとおり内部の水洗いを行ったのち、塗装部分の塗り替えを行う。塗装の塗り替えにあたっては、旧塗膜の脆弱部分について出来るだけ除去し、下地調整後、薄塗材Ｅにて施工する。

第５節　発生材処理

第１章第４節による。

以　上

寺内ダム下流公衆トイレ改修工事

図　面　目　録			
登録番号	整理番号	図　面　名	備考
26-011	00-01	下流公衆トイレ位置図	
26-011	00-02	平面図、屋根伏図、断面図、天井伏図	
26-011	00-03	展開図	
26-011	00-04	電気設備改修図	
26-011	00-05	衛生設備改修図	

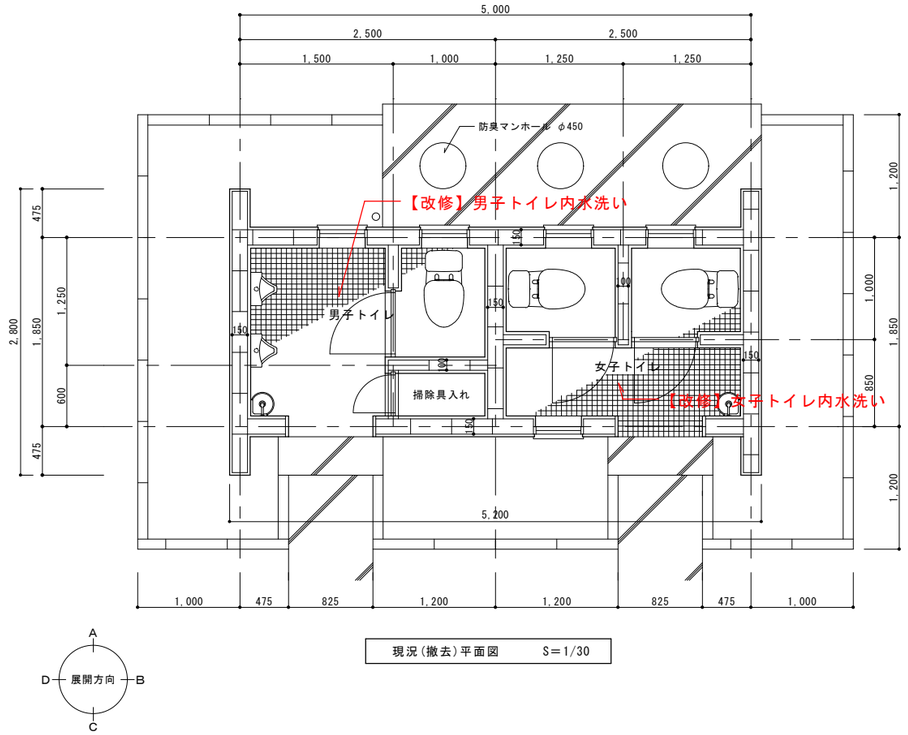
独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

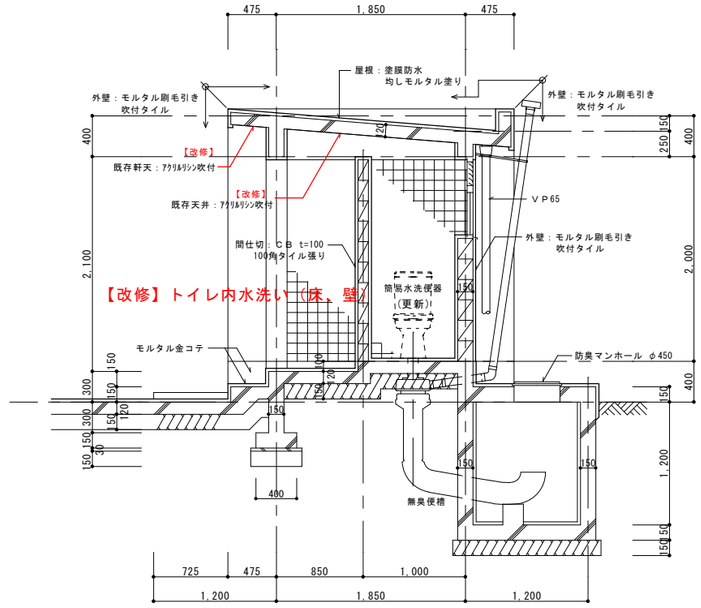
寺内ダム管理所

下流公衆トイレ

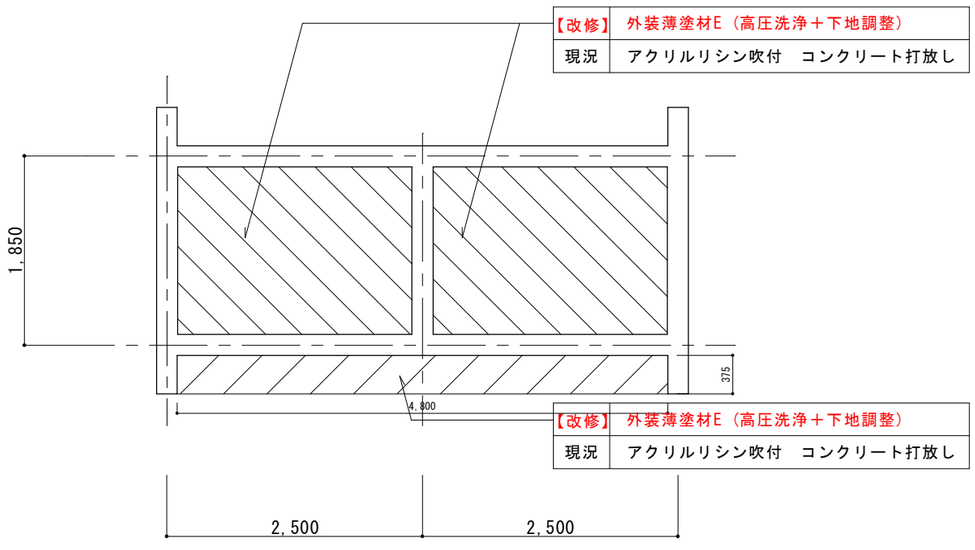
工事名	寺内ダム下流公衆トイレ改修工事		
名　称	下流公衆トイレ位置図		
登録番号	26-011	整理番号	00-001
独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所			



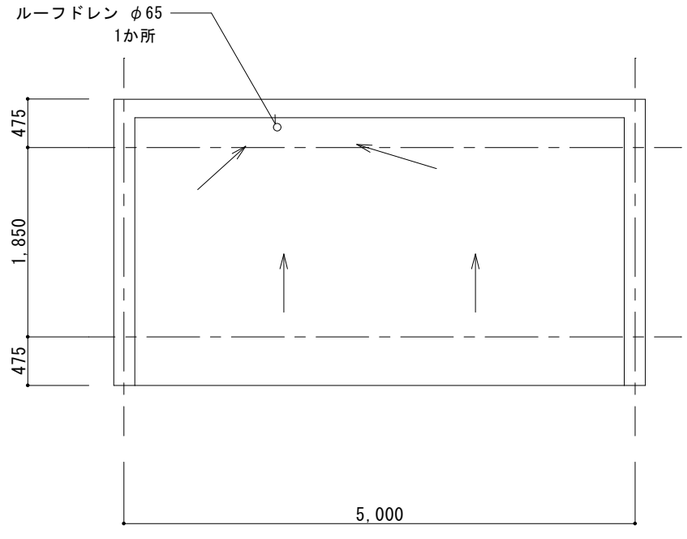
現況（撤去）平面図　　S＝1/30



断面図　　S＝1/30



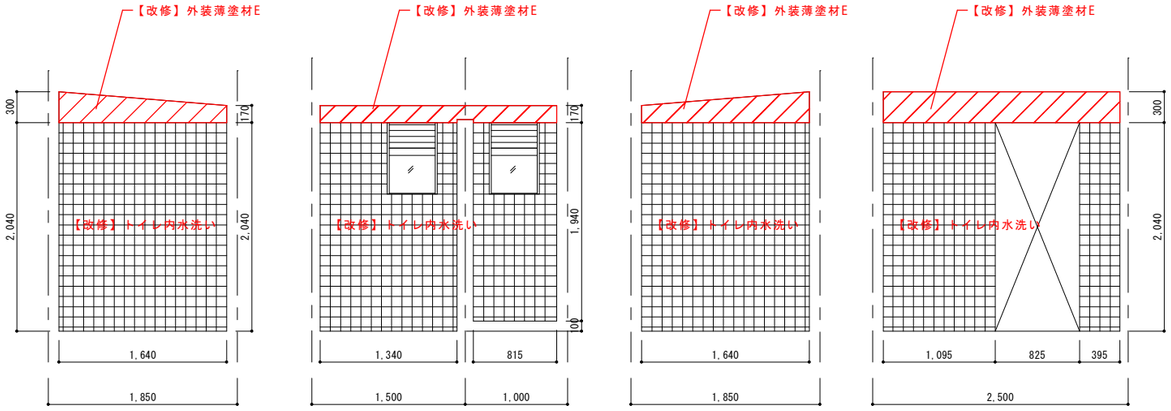
天井伏図　　S＝1/50



屋根伏図　　S＝1/50

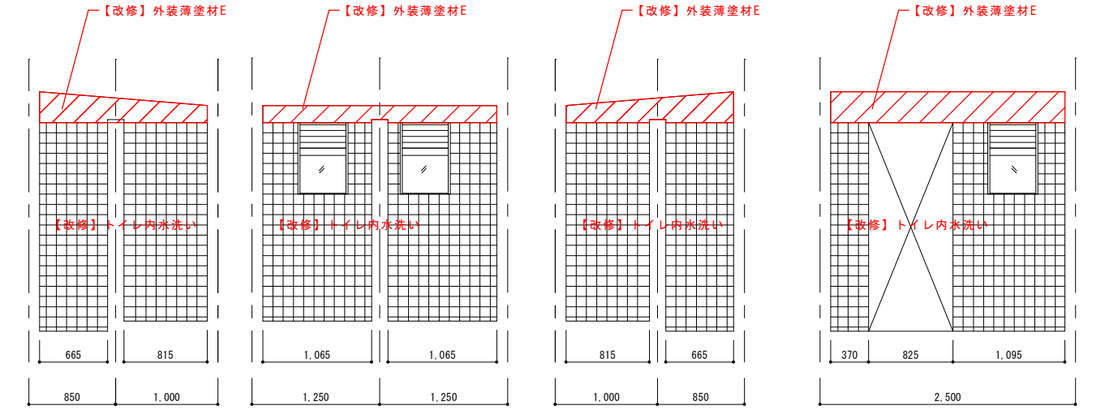
工事名	寺内ダム下流公衆トイレ改修工事
名　称	下流広場 公衆便所 平面図、屋根伏図、断面図、天井伏図
登録番号 26-011	整理番号 00-02
独立行政法人 水資源機構　筑後川上流総合管理所	

【改修】	外装薄塗材E（高圧洗浄＋下地調整）
現況	アクリルリシン吹付　コンクリート打放し



D面　A面　B面　C面

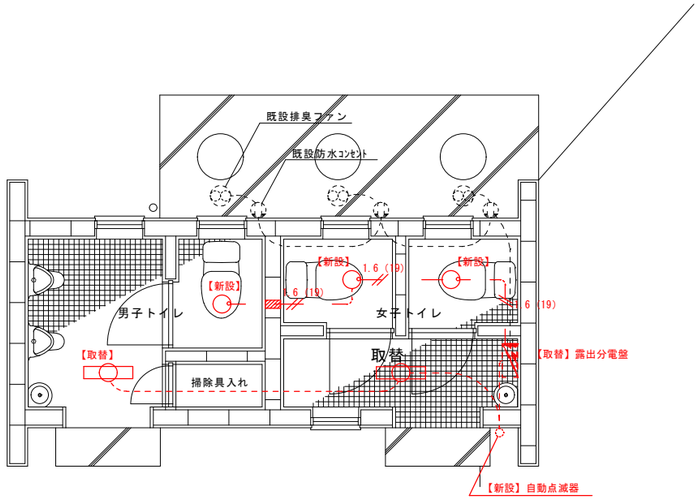
男子トイレ



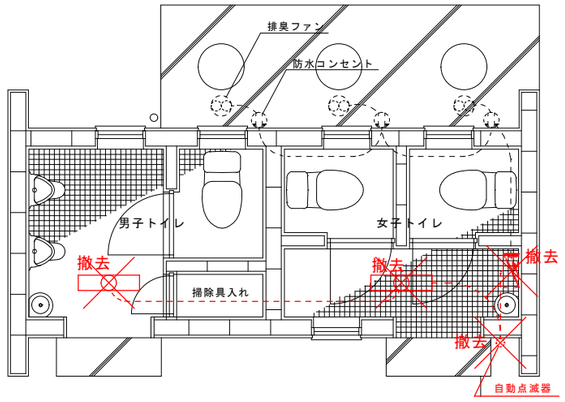
D面　A面　B面　C面

女子トイレ

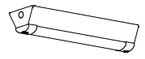
工事名	寺内ダム下流公衆トイレ改修工事	
名　称	展開図	
登録番号　26-011		整理番号　00-03
独立行政法人 水資源機構　筑後川上流総合管理所		



改修平面図　　S＝1/30



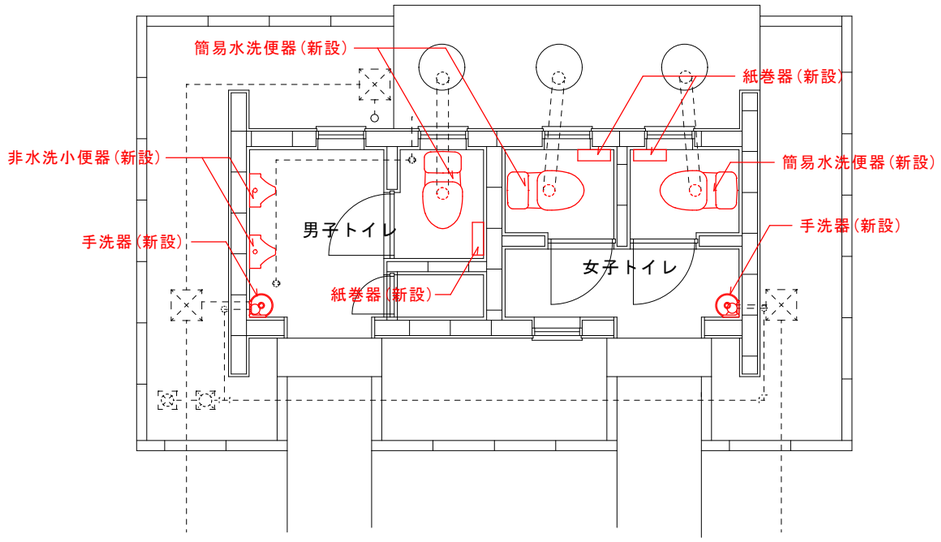
撤去平面図　　S＝1/30

A	直付20形W120防湿・防雨形　SUS　800（lm）ﾀｲﾌﾟ	B	LED軒下用小形シーリングライト　センサ付
 公共 LSS9MP/RP-2-07		 参考　Panasonic　LGBC58013LE1	

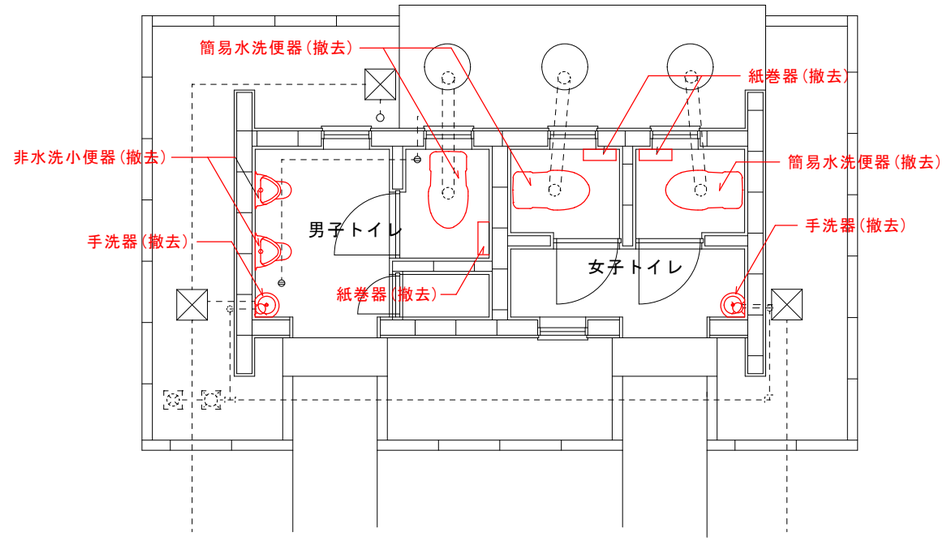
配線配管は下記による。

電灯　配線設備			
記　号	名　称	備　考	保　護　管
— 1.6（19） —	EM-EEF 1.6-2C　（19）	天井露出配管	E19mm
凡例			
	壁貫通		
	LED照明器具（壁付）	姿図参照	
	LED照明器具（直付）	姿図参照	丸型露出ボックス取付
	露出分電盤	(参考)日東工業HSA3E-31	3回路　ﾘﾐｯﾀｰｽﾍﾟｰｽ付き

工事名	寺内ダム下流公衆トイレ改修工事
名　称	電気設備改修図
登録番号　26-011	整理番号　00-04
独立行政法人　水資源機構　筑後川上流総合管理所	



衛生設備図（改修）　S＝1/50



衛生設備図（現況）　S＝1/50

器具表（新設）

器具名称	仕様	男子トイレ	女子トイレ		合計
非水洗小便器	Ｕ１４ＳＥＴ（壁掛ﾎｰﾑｽﾄｰﾙ小便器）	2			2
簡易水洗洋風便器	ＦＺ４００-Ｎ０７（手洗なし 普通便座）	1	2		3
手洗器	Ｌ９２　ＬＦ-８０　ＬＦ-３０ＰＡ　ＫＦ-１×２	1	1		2
紙巻器	ＹＨ７０２（棚付二連紙巻器）	1	2		3

器具表（撤去）

器具名称	仕様	男子トイレ	女子トイレ		合計
非水洗小便器	小便器（前敷付）	2			2
簡易水洗洋風便器	FZ400	1	2		3
手洗器	隅付小形手洗器 Ｌ60	1	1		2
紙巻器	棚付二連紙巻器	1	2		3

工事名	寺内ダム下流公衆トイレ改修工事
名称	衛生設備改修図
登録番号　26-011	整理番号　00-05
独立行政法人 水資源機構　筑後川上流総合管理所	

（参考資料）

寺内ダム下流公衆トイレ改修工事

数量書

筑後川上流総合管理所

名　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
機械設備改修工事	1	式		
電気設備改修工事	1	式		
建築改修工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
請負工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
下流公衆ﾄｲﾚ	1	式		
計				

下流公衆ﾄｲﾚ

名　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
衛生設備	1	式		
計				

下流公衆ﾄｲﾚ		衛生設備				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
（撤去）						
小便器撤去（再使用しない）	集積共	2	組			
大便器撤去（再使用しない）	紙巻き器共、集積共	3	組			
手洗器撤去（再使用しない）	集積共	2	組			
小計						
（新設）						
小便器	壁掛ﾎｰﾑｽﾄｰﾙ小便器	2	組			
簡易水洗洋風便器	普通便座	3	組			
棚付二連紙巻器	ｽﾃﾝﾚｽ	3	組			
隅付小型手洗い器		2	組			
小計						
計						

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
下流公衆ﾄｲﾚ	1	式		
計				

下流公衆ﾄｲﾚ

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
計				

下流公衆ﾄｲﾚ		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
（撤去）						
蛍光灯器具 撤去	露出形　　FL 20W　×1 再使用しない	2	個			
分電盤撤去（再使用しない）	露出　2回路	1	個			
自動点滅器撤去（再使用しない）		1	個			
小計						
（新設）						
露出分電盤	3回路　ﾘﾐｯﾀｰｽﾍﾟｰｽ付き	1	面			
照明器具　A	LED直付け20形防湿・防雨　SUS 8001mﾀｲﾌﾟ	2	台			
照明器具　B	LED軒下用小形ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ　ｾﾝｻｰ付	3	台			
自動点滅器		1	個			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 2C 管内	4	m			
ねじなし電線管(E)	露出配管　　19mm	4	m			
丸形露出ﾎﾞｯｸｽ(塗装共)	19(E19,16) 1方出	1	個			
丸形露出ﾎﾞｯｸｽ(塗装共)	19(E19,16) 2方出	2	個			
配管貫通口はつり	25Φ　L-150	3	か所			
小計						
計						

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
下流公衆ﾄｲﾚ	1	式		
計				

下流公衆ﾄｲﾚ

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
内部改修	1	式		
計				

下流公衆ﾄｲﾚ		内部改修				
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
養生・清掃後片付け		1	式			
床高圧水洗い		8.9	㎡			
壁高圧水洗い		41.6	㎡			
天井高圧水洗い		9.8	㎡			
壁上部外装薄塗材 E		3.7	㎡			
天井外装薄塗材 E		8	㎡			
軒天井外装薄塗材 E		1.8	㎡			
計						

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
発生材処理	1	式		
計				

発生材処理				
名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
発生材処理	1	式		
計				

発生材処理		発生材処理		運搬		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　－ DID区間無し 16.0km以下	1	台			
処分費	ｶﾞﾗｽ陶磁器くず類	0.4	m3			
計						

請　　書

１　件　　名　　寺内ダム下流公衆トイレ改修工事

２　場　　所　　福岡県朝倉市荷原地内

３　期　　間　　自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

４　請負代金額　　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構　　契約職

殿

契　約　条　項

第１条　受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

３　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第３条　受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第４条　この契約の履行内容が第１条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第５条　受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１４日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

３　発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

５　受注者が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前４項の規定を適用する。

第６条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して４０日以内に請負代金を支払うものとする。

第７条　受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号。以下「債権管理法施行令」という。）第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、第６条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第８条　受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第９条　発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第１０条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第１１条　受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一　発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二　発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5　発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

6　受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7　受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8　発注者は、受注者が第１項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9　受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（専属的合意管轄）

第１２条　発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔福岡〕簡易裁判所又は〔甘木〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第１３条　この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先　nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
FAX 送信先　０９４６－２５－０１３３
担当：独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所　内田あて

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
所　長　　前　田　　剛　宏　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１１月４日に交付された「寺内ダム下流公衆トイレ改修工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。